

令和 7 年度
第 1 回
岩手県私立学校審議会資料

日 時 令和 7 年 9 月 18 日 (木) 午後 1 時 30 分

場 所 エスポワールいわて 1 階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

次 第

1 開 会

2 出席者（定足数）の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 諮問事項（1件）

高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市） 議案第1号

(3) 協議事項（2件）

ア 広域通信制高等学校の設置計画について

学校法人河合塾学園 ドルトンハイブリッド高等学校（仮称）（一関市） . . 議案第2号

イ 各種学校の設置計画について

学校法人多文化共生学園 JSC 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校（仮称）（盛岡市） . . 議案第3号

(4) 報告事項（1件）

令和6年度第2回私立学校審議会における諮問事項について

(5) その他

5 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

令和7年8月1日現在

	職 名 等	氏 名 (任 期)	備 考
1	学校法人緑学園理事長	佐々木 栄 光 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目)	
2	税理士	西 川 温 子 (H30. 7. 1～R8. 6. 30、2期目)	
3	専修大学北上福祉教育専門学校長	六本木 郁 子 (R2. 6. 1～R8. 6. 30、2期目)	
4	岩手女子高等学校長	浅 見 剛 文 (R7. 7. 28～R8. 6. 30、1期目)	新任
5	岩手県立大学理事・副学長	高 橋 聡 (R2. 7. 1～R10. 6. 30、2期目)	
6	弁護士	天 間 正 継 (R4. 7. 1～R8. 6. 30、1期目)	
7	元岩手県教育長	菅 野 洋 樹 (H30. 7. 1～R8. 6. 30、2期目)	会長
8	岩手大学大学院教育学研究科特命教授	須 川 和 紀 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目)	
9	仁王幼稚園長	曾 根 美 砂 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目)	
10	岩手中・高等学校長	新 田 亮 一 (R6. 7. 1～R10. 6. 30、1期目)	

(敬称略 議席番号順)

議案第 1 号

高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

申請の概要

項 目	内 容							
学 校 の 名 称	盛岡誠桜高等学校							
位 置	盛岡市高松一丁目 21 番 14 号							
設 置 者	学校法人盛岡誠桜学園（理事長 附田 政登）							
収容定員の 変更の内容	学科等名称		現 行		変更後		増 減	
			入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	全 日 制 課 程	普通科	111 人 3 学級	333 人 9 学級	160 人 4 学級	480 人 12 学級	+ 49 +1 学級	+ 147 +3 学級
		商業科	37 人 1 学級	111 人 3 学級	40 人 1 学級	120 人 3 学級	+ 3	+ 9
		家政科	37 人 1 学級	111 人 3 学級	40 人 1 学級	120 人 3 学級	+ 3	+ 9
		食 物 調理科	40 人 1 学級	120 人 3 学級	40 人 1 学級	120 人 3 学級	± 0	± 0
	合 計		225 人 6 学級	675 人 18 学級	280 人 7 学級	840 人 21 学級	+ 55 +1 学級	+ 165 +3 学級
	専 攻 科	子ども未 来科	30 人 1 学級	60 人 2 学級	30 人 1 学級	60 人 2 学級	± 0	± 0
		公務員予 備校専科	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	± 0	± 0
		調 理 師 パ ティシエ 専科	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	± 0	± 0
		英会話専 科	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	20 人 1 学級	± 0	± 0
変更の時期	令和 8 年 4 月 1 日							
変更の理由 (要 旨)	1 本校は、昭和 61 年までは 225 人の入学定員であり、昭和 62 年に 315 名まで定員増が認められていた。しかし、平成 3 年度には再び 225 名に減員している。その理由は定かではないが、その後はしばらく、入学者が入学定員を超えることができなかった。 2 平成 19 年度以来、一括募集、食物調理科、保育士専攻科を設置(平成 20 年度)し生徒数の回復を図ったが、平成 21 年度、平成 22 年度のみ入学者が増え、平成 23 年度入学者は、従来の生徒数に減少した。 3 平成 25 年度より共学化、校名変更、部活動の強化、進学指導の強化により、平成 29 年度は総受験者 700 名を超すまでになった。							

平成 15 年度の受験者数 311 名から比べると倍以上の受験者となり、中学校生徒数が減少する中で受験者を増やしてきた。その要因は、学校の特色化、男女共学化によるキャパシティが広がり地域に存在感を示す評価と思われる。

- 4 入学者数も平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間は、いずれも定員オーバーの状況で、4 年間の平均は 252 人となっている。

特に評価されるのは、本校一本受験である推薦入試が年々増えたことである。このことは、公立高校との学費格差がある中で、独自の特色を出している本校への評価であると思われる。

令和 2 年度入試は、推薦受験だけで 251 人の合格者を出し、併願受験を実施しなかった。令和 3 年度には、専願受験に普通入試科目 5 教科を付し、一般入試と同様の試験を行ったが、229 人全員が最低合格ラインを超え、定員を超える 229 人の入学者となった。

3 年間の出願者数でいえば、平成 31 年度は盛岡地区で 93.8%と地区内が圧倒的に多いが、令和 2 年度は 89%、令和 3 年度は 81%と地区外や県外からの応募者が増えてきている。

- 5 生徒数のニーズがなければ当然生徒数減となり、学校の評価が高くなれば当然生徒数増となる。このことは、私立学校の評価であり、福岡地裁における判決にあるとおり、生徒に対する進学保障である。

- 6 3 学年の現状を考え、普通科 160 名（4 クラス）、商業科 40 名（1 クラス）、家政科 40 名（1 クラス）、食物調理科 40 名（1 クラス）の入学定員 280 名（7 クラス）で 55 名の定員増をお願いしたい。現在も高校全体で 21 クラス存在し、施設でも充実している。

- 7 平成 25 年度の男女共学化から定員オーバーの状況があり、普通科志向の男子が大幅に増え、就職に有利な商業科、資格取得に有利な食物調理科が男子を中心に増加している。家政科は、伝統の科であり定員を超える時期もあり、平成 27 年度、平成 29 年度と定員いっぱいに移行している。伝統ある職業科に加えて、文武両道を目指す普通科の定員増は、焦眉の課題である。

加えて、魅力ある科や部活の創設、大幅な大学進学、生徒主体による自治意識の創造により県外からの生徒が大幅に増加している。「県内の生徒のみの進学」にこだわっていれば、岩手県外の生徒が本校の進学を大きく阻害されることは必須である。

		現状 (令和7年5月1日現在)			変更後 (令和8年5月1日)			高等学校 設置基準	備考
		専任	兼任	計	専任	兼任	計		
教職員数	校 長	1		1	1		1	1 人	
	副校長・教頭	1		1	1		1	1 人以上	
	教 諭	51	25	76	51	15	66	24 人以上	
	助 教								
	講 師	0		0	0		0	相当数	
	養 護 教 諭								
	実 習 助 手	7	2	9	7	1	8	必要に応じ相当数	
	事 務 職 員	5		5	5		5	生徒数等に応じ相当数	
計	65	27	92	65	16	81	—		
施設の概要	施設設備の 一般的基準	耐震基準を満たさない 校舎がある。			耐震基準を満たさない 校舎がある。			指導上、保健衛生上、 安全上及び管理上適 切なもの	※ 1
	校 地	13,622 m ²			13,622 m ²			—	
	屋外運動場	3,450 m ²			3,450 m ²			8,400 m ² 以上 ただし、 ・体育館等設置かつ教 育上支障無 ・H16.4.1 現存施設： なお従前の例による ことができる	
	体育館・ 武道場	2 棟 (1,750.39 m ²)			2 棟 (1,750.39 m ²)			校舎及び運動場のほ か、体育館を備える。	
	校 舎	7,154.14 m ²			7,154.14 m ²			5,280 m ² 以上	
	・普通教室 ・特別教室 ・図書室・保健室・職員室 ・その他（相談室、事務室、 応接室、小会議室）	22 室 14 室 有 有			23 室 14 室 有 有			・教室（普通教室、特別教 室等） ・図書室、保健室 ・職員室 ・必要に応じ専門教育を施 すための施設	
収支予算	項 目	収 入		項 目	支 出				
		8年度	9年度		8年度	9年度			
		千円	千円		千円	千円			
	生徒納付金	338,880	386,160	人 件 費	410,315	407,859			
	手 数 料	3,701	3,701	教育管理費	171,867	171,867			
	補助金収入	294,883	294,883	借入金(利息)	6,368	5,835			
	(県補助)	(294,223)	(294,223)	借入金(返済)	29,906	29,906			
	(市町村補助)	(660)	(660)	設備関係支出	12,200	12,200			
	付帯事業・収益事 業 収 入	64,800	64,800	そ の 他	18,000	18,000			
	受 取 利 息 等	41	41	資金支出調整勘定	△10,000	△10,000			
	雑収入	1,339	1,339	翌年度繰越支払資金	77,839	190,436			
	前受金収入	12,440	12,440						
	その他収入	1,066	1,066						
	資金収入調整勘定	△16,166	△16,166						
	前年度繰越支払資金	15,511	77,839						
	計	716,495	826,103	計	716,495	826,103			

※1 第4校舎の耐震改修工事は令和6年度から令和8年度までの工期により実施している。

※2 収支予算の補助金収入の（ ）内の金額は、補助金収入の内訳である。

広域通信制高等学校の設置計画について

計画の概要

項 目	内 容							
学校の名称	ドルトンハイブリッド高等学校（仮称）							
位 置	岩手県一関市花泉町油島字上築道 34－1							
設 置 者	学校法人河合塾学園（理事長 河合 英樹）							
開設予定日	令和9年4月1日							
設置の目的	学びのセーフティーネットに留まってきた通信制高等学校において、オンライン学習ならではの利点を生かした多拠点での探究活動におけるリアルな体験とオンラインでの個別最適化された学習を融合させ、グローバルとローカル双方の視点を持ち、複雑な時代を主体的に生き抜く力を育み、世界の課題を解決するために活躍できる人材を育成することを目的として、本学校を設置する。							
収 容 定 員	学 科	修業年限	学級定員	学級数	総定員			
	普通科	3年以上	30人	15学級	450人			
	※ 1学年 150人程度							
教 職 員 採 用 計 画	教員（校長を含む）33人（うち専任23人）、職員18人							
	職 名	校 長	副校長	教 頭	教 員	事務職員	計	設置基準
	専任	1	1	1	20	18	41	【教職員】 5又は在籍生徒数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方（450/80＝5.625÷6）かつ教育上支障がないもの
	兼任				10		10	
	計	1	1	1	30	18	51	【事務職員】 生徒数に応じ、相当数
施設の計画	校 地	（一関市から20年間の長期賃貸借） 総面積 23,280㎡ 地 目 農地 15,439㎡、宅地 5,590㎡、その他 2,251㎡ 所有者 一関市						
	校 舎	（一関市から20年間の長期賃貸借） 延面積 2,060㎡ 構造 鉄筋コンクリート造 2階建 内訳 ①普通教室（6室） 554.4㎡ ②特別教室（7室） 513.5㎡ ③その他 992.1㎡				設置基準 通信制の課程のみを置く高等学校 1,200㎡以上 教室（普通教室、特別教室）、図書室、保健室、職員室を備えること。		

		校舎の主な内訳（抜粋）								
		区 分		室 数	面 積	区 分		室 数	面 積	
		普通教室		6	554.4 m ²	保健室		1	41.1 m ²	
		特別教室		7	513.5 m ²	職員室		1	88.8 m ²	
		うち図書室		1	53.0 m ²					
	運 動 場	ア 屋外運動場 面積 12,160 m ²								
		イ 屋内運動場 面積 825 m ²								
主な校具、 教具等備品	校具・教具及び什器備品等									
	区 分			数 量		区 分			数 量	
	校具			863 個		図書			認可申請時までに確定	
	教具			937 個						
収支予算	年 度		収入（千円）			年 度		支出（千円）		
	科 目		9 年度		10 年度	科 目		9 年度		10 年度
	生徒納付金収入		413,500		767,000	人件費支出		247,320		346,970
	手数料収入		5,625		5,625	教育研究経費支出		240,328		441,645
	寄附金収入		3,000		3,000	借入金等利息支出		0		0
	補助金収入		3,900		7,800	借入金等返済支出		0		0
	資産売買収入		0		0	施設関係支出		300,000		24,500
	付随事業・収益事業収入		1,800		3,600	設備関係支出		35,975		41,190
	受取利息・配当金収入		0		0	資産運用支出		0		0
	雑収入		0		0	その他支出		0		0
	借入金等収入		0		0	資金支出調整勘定		△3,000		△3,000
	前受金収入		60,000		60,000	次年度繰越支払資金		407,202		342,923
	その他収入		800,000		0					
	資金収入調整勘定		△60,000		△60,000					
	前年度繰越支払資金		0		407,203					
	計		1,227,825		1,194,228	計		1,227,825		1,194,228

議案第 3 号

各種学校の設置計画について

計画の概要

項 目		内 容							
学 校 名		JSC 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校（仮称）							
位 置		岩手県盛岡市繫字館市 76 番地の 2							
設 置 者		学校法人多文化共生学園（理事長 和田 健夫）							
開 設 予 定 日		令和 8 年 10 月 1 日							
設 置 の 目 的		「JSC 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校」は、本校での学びを通じ、母国の伝統文化に自信と愛情を持ち、日本をはじめ他国の伝統文化に深い理解と尊敬の念を有する優しく、大きく地域に貢献する人材を育成する。							
収 容 定 員		学科	修業年限		学級定員		学級数	総定員	
		日本語学科	2 年		20 人		4 学級	80 人	
教 職 員 採 用 計 画		区分	教員数		職員数		合計	設置基準（教職員）	
			専任	兼任	専任	兼任		教員 3 人以上 原則、生徒数 40 人を超えるごとに教員 1 人増加	
		合計	4	4	1	3	12		
施 設 の 計 画		区分	面積		設置基準			備考	
		校地	961 m ²		各種学校の校舎の面積 115.70 m ² 以上 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えること。			盛岡市立繫小学校跡地を活用。 盛岡市から賃借。 (R7.4.1～R17.3.31)	
		校舎	1,488.71 m ²						
		校舎の主な内訳（抜粋）							
		区分	室数	面積（m ² ）	区分	室数	面積（m ² ）		
		普通教室	7	369.60	保健室	1	22.60		
教員室	1	60.00	図書室	1	60.40				
主な校具、教具等備品		※繫小学校の 2 階部分を教室として活用する。 1 階については、地域のコミュニティセンターとしての活用を予定。							
		区 分	数 量			区 分	数 量		
		校具・教具	280 点			図書	315 点		

収 支 予 算	年度	収入（千円）		年度	支出（千円）	
	科目	8年度	9年度	科目	8年度	9年度
	生徒納付金収入	9,700	41,900	人件費支出	18,366	39,798
	手数料収入	400	800	教育研究経費支出	9,102	20,795
	寄附金収入	0	0	借入金等利息支出	0	0
	補助金収入	0	0	借入金等返済支出	0	0
	資産売買収入	0	0	施設関係支出	0	0
	付随事業・収益事業収入	0	0	設備関係支出	0	0
	受取利息・配当金収入	0	0	資産運用支出	0	0
	雑収入	0	0	その他支出	0	0
	借入金等収入	0	0	資金支出調整勘定	0	0
	前受金収入	0	0	次年度繰越支払資金	0	0
	その他収入	0	0			
	資金収入調整勘定	0	0			
	前年度繰越支払資金	0	0			
	（予備費）	0	0	（予備費）	180	360
	計	10,100	42,700	計	27,648	60,953

令和7年度

第 1 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 令和7年9月18日（木） 午後1時30分

場 所 エスポワールいわて 1階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

報告事項

令和6年度第2回私立学校審議会における諮問事項について

1 学校法人の寄附行為認可について

学校法人岩手理容美容専門学校（花巻市）

令和7年3月28日付認可

2 学校の廃止認可について

(1) 学校法人聖パウロ学園 聖パウロ幼稚園（盛岡市）

令和7年3月28日付認可

(2) 学校法人白百合学園 盛岡白百合学園小学校（盛岡市）

令和7年3月28日付認可

(3) 一般社団法人一関市医師会 一関市医師会附属一関准看護高等専修学校（一関市）

令和7年3月28日付認可

3 専修学校の設置者変更認可について

(1) 岩手理容美容専門学校（花巻市）

令和7年3月28日付認可

(2) 花巻高等看護専門学校（花巻市）

令和7年3月28日付認可

4 各種学校の収容定員変更に係る学則変更認可について

学校法人 H.A. International School Harrow International School Appi, Japan（八幡平市）

令和7年3月28日付認可

5 高等学校の収容定員変更計画について

令和7年1月24日付けで提出のあった盛岡誠桜高等学校に係る収容定員の変更計画について、令和7年3月27日に開催された令和6年度第2回私立学校審議会における審議を踏まえて、県は、令和7年3月31日付けで次の理由により了承しないことを決定し、学校法人誠桜学園宛て通知しました。

（理由）

- 1 岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないため。
- 2 耐震基準に適合していない校舎があり、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第12条に適合しないと認められるため。

岩手県私立学校審議会 参考資料

1 岩手県私立学校審議会運営規程	1 ページ
2 審議会等の会議の公開に関する指針	2 ページ
3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について	4 ページ
4 岩手県私立学校審議会傍聴要領	8 ページ
5 岩手県私立学校認可事務取扱要領	9 ページ
6 私立各種学校の設置の認可に関する審査基準	10 ページ

【関係法令】

7 学校教育法（抜粋）	13 ページ
8 学校教育法施行令（抜粋）	14 ページ
9 私立学校法（抜粋）	16 ページ
10 高等学校設置基準	14 ページ
11 高等学校通信教育規程（抜粋）	19 ページ
12 各種学校規程	21 ページ
13 認定日本語教育機関認定基準（抜粋）	23 ページ

1 岩手県私立学校審議会運営規程

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。

3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会長は、再任することができる。

(会長職務代理者)

第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。

2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

(発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

(動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

(議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

(議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則 (抄)

1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年3月31日制定)

(平成13年4月1日一部改正)

(平成13年10月1日一部改正)

(平成15年4月1日一部改正)

(平成15年5月12日一部改正)

(平成16年3月1日一部改正)

(平成20年4月1日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

7 会議資料及び会議録の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

8 審議会等一覧の作成及び公開

- (1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。
- (2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。
- (3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。
- (4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

1 指針の趣旨について

審議会の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

2 対象とする審議会等について

- (1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。
- (2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手続等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（1）関係）
- (2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（2）関係）
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（3）関係）

4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあっては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたうえで行うものであること。
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。)(指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。)への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
 - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。
なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。

② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。

- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。

この場合、前項に定める「会議開催案内（公開）」（別紙2）にかえて、「会議開催案内（一部非公開）」（別紙3）により周知するものとする。

- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。

資料提供は、「会議開催案内（公開）」（別紙4）又は「会議開催案内（一部非公開）」（別紙5）を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。

なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内（非公開）」（別紙6）により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針7(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。

なお、指針7(1)「別に定める基準」とは、別添1に掲げる基準をいう。

- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。

この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。

- ② 別添1の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。

なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。

また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。

- ③ 審議会等は、会議開催日から1週間以内に「会議結果のお知らせ」（別紙7）を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後1週間以内に各1部送付すること。

なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。

- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から1ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳（テープ起こし）等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から1か月以内に送付すること。

なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得るよう努めること。

また、ホームページへの掲載については、会議終了後3年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

8 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要(名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等)を記載した「審議会等一覧」(別紙8)を作成し、総務部総務室に提出するものであること。(指針8(1)関係)
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。(指針8(3)関係)
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況(「審議会等一覧」の記載事項の変更点等)について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。(指針8(3)関係)
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。(指針8(4)関係)
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。(指針8(5)関係)

9 適用期日について

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日

(2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日

(3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 設置趣意書（様式第2号）

(2) 設置計画の概要（様式第3号）

(3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）

(4) 教育需要に係る資料（様式第5号）

(5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図

(6) 負債償還計画書（様式第6号）

(7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）

(8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(収容定員変更)

第3条 小学校等及び幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更（以下「収容定員変更」という。）をしようとする者（以下「収容定員変更計画者」という。）は、収容定員変更計画書（様式第8号）を、変更予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の収容定員変更計画書には、収容定員変更の概要（様式第9号）のほか、当該計画に係る前条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、これらの規定中「設置」とあるのは、「収容定員変更」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 収容定員変更計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、収容定員変更が認可されるべきものと解釈してはならない。

(高等学校の課程又は学科の設置)

第4条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程又は学科の設置をしようとする者（以下「学科等設置計画者」という。）は、学科等設置計画書（様式第10号）を、設置予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、収容定員の増加

を伴わない場合にあっては、学科等設置計画書の提出を省略することができる。

- 2 前項の学科等設置計画書には、学科等設置計画の概要（様式第11号）のほか、当該計画に係る第2条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の学科等設置計画書の提出があったときは、その内容について審査し、その結果を速やかに学科等設置計画者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 学科等設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあっては、課程又は学科の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

（事前相談）

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。
 - (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
 - (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
 - (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

（実地検査）

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあっては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。

6 私立各種学校の設置の認可に関する審査基準

（令和元年11月29日政策地域部長決裁）

私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置の認可については、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

- 1 目的について
各種学校は、学校教育に類する教育を行うことを目的として、広く一般に公開して教育がなされるものであること。
- 2 名称について
各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、設置する分野にふさわしい名称とし、県内の既存の学校（学校教育法第1条に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。）と同一又は紛らわしい名称を用いないものとする。
- 3 位置及び環境について
各種学校の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。
- 4 総定員について
 - (1) 生徒の総定員は、安定した経営が維持できる規模とすること。ただし、学校法人又は準学校法人が設置する場合にあっては、80人以上とすること。
 - (2) 同時に授業を行う生徒数は、40人以下とすること。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

5 施設及び設備について

各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設及び設備を備えていること。

(1) 施設

(ア) 各種学校の校舎の面積は、115.70 m²以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり 2.31 m²以上とすること。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(イ) 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えていること。

(ウ) 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えていること。

(2) 設備

(ア) 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えていること。

(イ) 前項の設備は、学習上有効適切 なものであり、かつ、常に補充し、改善されたものであること。

(ウ) 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えていること。

6 他の学校等の施設及び設備の使用について

各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができること。

7 教職員について

(1) 各種学校の校長は、学校教育法第9条に定める欠格事由に該当せず、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者であること。

(2) 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者であること。

(3) 各種学校の教員の数は、課程及び生徒数に応じて必要な数を置くこと。ただし、3人を下ることができない。また、原則として生徒数40人を超えるごとに教員1人を増加するものとし、教員の数の半数以上は、専任の教員であるものとする。

8 入学資格の明示について

各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によって明示すること。

9 修業期間について

各種学校の修業期間は、1年以上とすること。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができること。

10 授業時間数等について

授業時数は、修業期間が1年以上の場合は1年間にわたり680時間以上とし、修業期間が1年未満の場合は修業期間の1年間に対する割合に応じて680時間を減じて算出した時数以上とすること。

11 学校経営について

(1) 各種学校の維持経営に必要な財源については、生徒納付金その他確実な収入をもって充てるものとし、毎年度の収支の均衡が保たれるものであること。また、生徒納付金の総額は、年間経常経費のおおよそ1.5倍相当額の範囲内とすること。

(2) 各種学校の設置者は、学校教育以外の事業を行う場合には、経理の区分はもとより、経営の形態についても区分して行うものとする。

12 資産について

(1) 各種学校の設置者は、設置する各種学校ごとに、資産として、5に掲げる施設及び設備又はこれらに要する資金を有していること。

(2) 前項に定める資産は、原則として借用でないこと。ただし、次に掲げる場合など、特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。

(ア) 国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(イ) 借用部分について、各種学校設置者が所有権を取得できないことについて合理的な理由

があると認められるとき。

- (3) 借用である場合においては、長期（概ね 20 年以上）にわたり校地及び校舎を使用する権利を準学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもって代えることができるものとする。
- (4) 前項の規定にかかわらず、各種学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと
- (5) 5 の(2)に掲げる設備については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものであること。

13 負債

各種学校の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、基本財産に対する総負債額の割合が 3 分の 1 以内において認めることができること。

附 則

この審査基準は、令和元年11月29日から施行し、同日以降の認可申請について適用する。

7 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

（学校の設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても、同様とする。

一・二 〔略〕

三 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

②～⑤ 〔略〕

（高等学校）

第54条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

② 高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

③～④ 〔略〕

（修業年限）

第56条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、三年以上とする。

（設置廃止等の認可）

第130条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

② 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

③ 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

④ 都道府県教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

（各種学校）

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

② 第4条第1項前段、第5条から第7条まで、第9条から第11条まで、第13条第1項、第14条及び第42条から第44条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第4条第1項前段中「次の各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「当該各号に定める者」とあるのは「都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条第1項中「第4条第1項

各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、同項第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

③ 前項のほか、各種学校に関し必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

8 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抜粋）

（法第4条第1項の政令で定める事項）

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

一～十一 〔略〕

十二 私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

十三 〔略〕

2 〔略〕

9 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（私立学校審議会等への諮問）

第7条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項の認可をし、又は同法第13条第1項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 〔略〕

（資産）

第17条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

（寄附行為の認可）

第23条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項

- 六 理事会の招集その他理事会に関する事項
 - 七 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項
 - 八 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項
 - 九 評議員会の招集その他評議員会に関する事項
 - 十 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項
 - 十一 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項
 - 十二 資産及び会計に関する事項
 - 十三 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項
 - 十四 解散に関する事項
 - 十五 寄附行為の変更に関する事項
 - 十六 公告の方法
- 2 学校法人の設立当初の役員(理事及び監事をいう。以下同じ。)及び評議員(設立しようとする学校法人に会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。)は、寄附行為をもつて定めなければならない。
 - 3 第1項第14号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。
 - 4 寄附行為は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。

(寄附行為の認可の審査)

- 第24条 所轄庁は、前条第1項の認可の申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第17条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。
- 2 所轄庁は、前条第1項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立専修学校等)

- 第152条 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第130条第1項」と、「又は」とあるのは「又は同法第133条第1項において準用する」と読み替えるものとする。
- 2 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項前段」と、「又は」とあるのは「又は同法第134条第2項において準用する」と読み替えるものとする。
- 3～11 [略]

9 高等学校設置基準

(平成16年文部科学省令第20号)

最終改正：令和3年3月31日文部科学省令第14号

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 学科（第5条—第6条の2）
- 第3章 編制（第7条—第11条）
- 第4章 施設及び設備（第12条—第18条）
- 第5章 関係機関等との連携協力（第19条—第21条）
- 附則

第1章 総則 (趣旨)

- 第1条 高等学校は、学校教育法その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。
- 2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。
- 3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(設置基準の特例)

- 第2条 公立の高等学校については都道府県教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は2以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。
- 2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第3条及び第4条 削除

第2章 学科 (学科の種類)

- 第5条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- ① 普通教育を主とする学科
- ② 専門教育を主とする学科
- ③ 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

- 第6条 前条第1号に定める学科は、普通科その他普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科とする。

- 2 前条第2号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- ① 農業に関する学科
- ② 工業に関する学科
- ③ 商業に関する学科
- ④ 水産に関する学科

- ⑤ 家庭に関する学科
 - ⑥ 看護に関する学科
 - ⑦ 情報に関する学科
 - ⑧ 福祉に関する学科
 - ⑨ 理数に関する学科
 - ⑩ 体育に関する学科
 - ⑪ 音楽に関する学科
 - ⑫ 美術に関する学科
 - ⑬ 外国語に関する学科
 - ⑭ 国際関係に関する学科
 - ⑮ その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科
- 3 前条第3号に定める学科は、総合学科とする。

(学科の名称)

第6条の2 高等学校の学科の名称は、学科として適当であるとともに、当該学科に係る学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第103条の2各号に掲げる方針（第19条において「方針」という。）にふさわしいものとする。

第3章 編制

(授業を受ける生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第8条 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに1人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を40で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。

3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(養護教諭等)

第9条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第10条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第11条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

第4章 施設及び設備

(一般的基準)

第12条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第13条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収 容 定 員	面 積 (平方メートル)
120人以下	1200
121人以上480人以下	$1200 + 6 \times (\text{収容定員} - 120)$
481人以上	$3360 + 4 \times (\text{収容定員} - 480)$

(運動場の面積)

第14条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、8,400平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第15条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- ① 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- ② 図書室、保健室
- ③ 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第16条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第17条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第18条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第5章 関係機関等との連携協力

(関係機関等との連携協力体制の整備)

第19条 高等学校は、当該高等学校に置く学科に係る方針を踏まえ、当該学科における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、当該高等学校が所在する地域の行政機関、事業者、大学等（大学、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）、国の機関、国際機関その他の関係機関及び関係団体との連携協力体制の整備に努めなければならない。

(学際領域に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第20条 普通教育を主とする学科のうち、学際的な分野に関する学校設定教科（学校教育法施行規則別表第3（1）及び（2）の表の上欄に掲げる各教科以外の教科をいう。以下同じ。）に関する科目を開設する学科（次項において「学際領域に関する学科」という。）を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、大学等、国の機関又は国際機関その他の国際的な活動を行う国内外の機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 学際領域に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域社会に関する学科における関係機関等との連携協力体制の整備)

第21条 普通教育を主とする学科のうち、地域社会に関する学校設定教科に関する科目を開設する学科(次項において「地域社会に関する学科」という。)を置く高等学校は、当該科目の開設及び実施その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該高等学校が所在する地域の行政機関又は事業者その他の地域の活性化に資する活動を行う機関若しくは団体との連携協力体制を整備するものとする。

- 2 地域社会に関する学科を置く高等学校は、前項の連携協力体制の整備に関し、関係機関及び関係団体との連携協力が円滑に行われるよう、連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則〔抄〕

(施行期日等)

- 1 この省令は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

11 高等学校通信教育規程(昭和37年政令第32号)(抜粋)

(通信教育の方法等)

第2条 高等学校の通信制の課程で行う教育(以下「通信教育」という。)は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

- 2 通信教育においては、前項に掲げる方法のほか、放送その他の多様なメディアを利用した指導等の方法を加えて行うことができる。
- 3 通信教育においては、生徒に通信教育用学習図書その他の教材を使用して学習させるものとする。

(通信教育連携協力施設)

第3条 通信制の課程を置く高等学校(以下「実施校」という。)の設置者は、通信教育連携協力施設(当該実施校の行う通信教育について連携協力を行う次に掲げる施設をいう。以下同じ。)を設けることができる。この場合において、当該通信教育連携協力施設が他の設置者が設置するものであるときは、実施校の設置者は、当該通信教育連携協力施設の設置者の同意を得なければならない。

- 一 面接指導又は試験等の実施について連携協力を行う施設(以下「面接指導等実施施設」という。)
- 二 生徒の進路選択及び心身の健康等に係る相談、添削指導に附随する事務の実施その他の学習活動等の支援について連携協力を行う施設であつて、面接指導等実施施設以外のもの(第10条の2第2項において「学習等支援施設」という。)
- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設(学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。)その他の学校又は施設を面接指導等実施施設とすることができる。

3～4 〔略〕

(通信制の課程の規模)

第4条 実施校における通信制の課程に係る収容定員は、教員及び職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえ、適切に定めるものとする。

2 実施校の設置者は、前条第1項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

(教諭の数等)

第5条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。

2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。

3 [略]

(事務職員の数)

第6条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。

(校舎の面積)

第8条 通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、1,200平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第9条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2～4 [略]

12 各種学校規程

(昭和31年文部省令第31号)

学校教育法第83条第4項及び第88条の規定に基き、各種学校規程を次のように定める。

(趣旨)

第1条 各種学校に関し必要な事項は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令に規定するもののほか、この省令の定めるところによる。

(水準の維持、向上)

第2条 各種学校は、この省令に定めるところによることはもとより、その水準の維持、向上を図ることに努めなければならない。

(修業期間)

第3条 各種学校の修業期間は、1年以上とする。ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができる。

(授業時数)

第4条 各種学校の授業時数は、その修業期間が、1年以上の場合にあつては1年間にわたり680時間以上を基準として定めるものとし、1年未満の場合にあつてはその修業期間に応じて授業時数を減じて定めるものとする。

(生徒数)

第5条 各種学校の収容定員は、教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して、適当な数を定めるものとする。

2 各種学校の同時に授業を行う生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合は、この限りでない。

(入学資格の明示)

第6条 各種学校は、課程に応じ、一定の入学資格を定め、これを適当な方法によつて明示しなければならない。

(校長)

第7条 各種学校の校長は、教育に関する識見を有し、かつ、教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者でなければならない。

(教員)

第8条 各種学校には、課程及び生徒数に応じて必要な数の教員を置かなければならない。ただし、3人を下ることができない。

2 各種学校の教員は、その担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者でなければならない。

3 各種学校の教員は、つねに前項の知識、技術、技能等の向上に努めなければならない。

(位置及び施設、設備)

第9条 各種学校の位置は、教育上及び保健衛生上適切な環境に定めなければならない。

2 各種学校には、その教育の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具その他の施設、設備を備えなければならない。

第10条 各種学校の校舎の面積は、115.70平方メートル以上とし、かつ、同時に授業を行う生徒一人当たり2.31平方メートル以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎には、教室、管理室、便所その他必要な施設を備えなければならない。

3 各種学校は、課程に応じ、実習場その他の必要な施設を備えなければならない。

4 各種学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

第11条 各種学校は、課程及び生徒数に応じ、必要な種類及び数の校具、教具、図書その他の設備を備えなければならない。

2 前項の設備は、学習上有効適切なものであり、かつ、つねに補充し、改善されなければならない。

3 夜間において授業を行う各種学校は、適当な照明設備を備えなければならない。

(名称)

第12条 各種学校の名称は、各種学校として適当であるとともに、課程にふさわしいものでなければならない。

(標示)

第13条 各種学校は、設置の認可を受けたことを、公立の各種学校については都道府県教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事の定めるところにより標示することができる。

(各種学校の経営)

第14条 各種学校の経営は、その設置者が学校教育以外の事業を行う場合には、その事業の経営と区別して行われなければならない。

2 各種学校の設置者が個人である場合には、教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者でなければならない。

附 則 抄

1 この省令は、昭和32年1月1日から施行する。

2 この省令施行の際、現に存する各種学校については、第6条、第7条、第8条第2項及び第3項、第13条並びに第14条の規定を除くほか、当分の間、なお、従前の例による。

附 則 (昭和41年3月31日文部省令第15号)

この省令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日文部科学省令第19号)

この省令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月21日文部科学省令第35号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年10月30日文部科学省令第34号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日から施行する。

13 認定日本語教育機関認定基準（文部科学省令第40号）（抜粋）

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第2条第3項第2号の規定に基づき、認定日本語教育機関認定基準を次のように定める。

（定義）

- 第2条 この省令において「留学のための課程」とは、第16条第1項第1号に掲げるものを目的とする日本語教育課程（法第1条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 この省令において「就労のための課程」とは、第16条第1項第2号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。
- 3 この省令において「生活のための課程」とは、第16条第1項第3号に掲げるものを目的とする日本語教育課程をいう。

（教員数）

- 第6条 認定日本語教育機関における教員の数は、当該認定日本語教育機関に置かれる第16条第1項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数（就労のための課程又は生活のための課程にあつては、同時に授業を行う生徒の数。次項において同じ。）二十人以上につき一人以上でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関における教員の数は、三人を下回することはできない。
- 2 前項の規定により認定日本語教育機関に置かなければならない教員の数のうち、日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数四十人以上につき一人以上は、本務等教員（専ら当該認定日本語教育機関における教育に従事する校長又は副校長が教員を兼ねる場合には、当該校長又は副校長を含む。以下この項において同じ。）でなければならない。ただし、当該認定日本語教育機関（大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。以下同じ。）又は専門学校（専修学校（同法第124条に規定する専修学校をいう。第16条第1項第1号において同じ。）であつて、専門課程（同法第125条第1項に規定する専門課程をいう。第16条第1項第1号において同じ。）を置くものをいう。第20条第2項第1号及び第2号において同じ。）であつて、教員以外の者が日本語教育課程に係る業務について責任を担うものを除く。）における教員の数のうち、本務等教員の数は、二人を下回することはできない。

（校舎）

- 第13条 認定日本語教育機関の校舎には、その設置する日本語教育課程の目的、組織及び生徒の数に応じ、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な施設を備えなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関の校舎にあつては、近隣の図書館、学校その他の教育機関又は病院その他の医療機関との連携を図ることにより、生徒の図書の利用又はその健康の保持増進に支障がないと認められるときは、図書室又は保健室を備えないことができる。
- 2 校舎の面積は、百十五平方メートル以上であり、かつ、当該校舎で同時に授業を行う生徒一人当たり二・三平方メートル以上でなければならない。
- 3～4 [略]

（日本語教育課程の目的及び目標）

- 第16条 認定日本語教育機関は、その設置する各日本語教育課程について、次の各号に掲げるもののいずれかを目的とし、当該目的に照らして適切な目標を設定しなければならない。
- 一 主として我が国の大学、高等専門学校（学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。）又は専修学校の専門課程（第十八条第三項において「大学等」という。）において教育を受けること、我が国において就職することその他の目的のために我が国において日本語教育を受ける

ことを希望して我が国に入国した者に対し、当該目的に必要な水準の日本語を理解し、使用する能力（以下「日本語能力」という。）を習得させるための教育を行うこと。

二 主として我が国において就労する者に対し、就労に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前号に掲げるものを除く。）を行うこと。

三 我が国に居住する者に対し、日常生活に必要な水準の日本語能力を習得させるための教育（前二号に掲げるものを除く。）を行うこと。

2 認定日本語教育機関は、一以上の高度に自立して日本語を理解し、使用することができる水準以上の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置かなければならない。ただし、留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、一以上の自立して日本語を理解し、使用することができる水準の能力を習得させることを目標とした日本語教育課程を置くことをもって足りる。

（修業期間）

第17条 留学のための課程の修業期間は、一年以上でなければならない。ただし、文部科学大臣が別に定める特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、六月以上とすることができる。

2 就労のための課程及び生活のための課程の修業期間は、当該日本語教育課程の目標を勘案して適切に定めなければならない。

（生徒の数）

第24条 認定日本語教育機関は、施設及び設備その他の条件を勘案して、その設置する各日本語教育課程（前条第一項の特別の日本語教育課程を除く。以下この条において同じ。）について、生徒の収容定員数を適切に定めなければならない。

2 認定日本語教育機関が設置する第16条第1項各号に掲げる日本語教育課程の目的の別ごとに合計した収容定員数（以下この条において「合計収容定員数」という。）は、法第2条第1項の認定を受けた後最初の当該認定日本語教育機関が設置する日本語教育課程の修業期間の始期（第4項において「課程始期」という。）から一年を経過しない間はそれぞれ百人以下としなければならない。

3～6 〔略〕

（在留を継続するための支援体制）

第34条 留学のための課程を置く認定日本語教育機関は、生徒が我が国に適正に在留し、学習を継続するために必要な支援を行うための体制を整備しなければならない。

（事業主等との連携体制）

第35条 就労のための課程を置く認定日本語教育機関は、外国人を雇用する事業主その他の関係者と連携した日本語教育課程の編成等に係る相当の実績に基づいて、それらの者との連携体制を整備しなければならない。

令和7年度第1回
岩手県私立学校審議会
補足説明資料

日 時 令和7年9月18日(木) 午後1時30分

場 所 エスポワールいわて 1階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

目 次

【議案第 1 号 高等学校の収容定員に係る学則変更認可について】

(学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校)

- 1 県内の私立高等学校（全日制）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
 - 2 関係機関からの意見について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ～ 5
 - 3 岩手県における中学校卒業生及び高校等進学者数の推移・・・・・・・・ P 6
- ※以下、追加資料
- 4 「入学定員」の推移（県全体）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7
 - 5 「入学定員」の推移（盛岡地区）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - 6 盛岡地区の入学者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9
 - 7 盛岡誠桜高等学校の在籍生及び入学者の推移・・・・・・・・ P 10

【議案第 2 号 広域通信制高等学校の設置計画について】

(学校法人河合塾学園 ドルトンハイブリッド高等学校（仮称）)

- 1 県内の私立高等学校（通信制）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 11
- 2 高等学校通信制課程について・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- 3 関係機関からの意見について・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- 4 学校法人河合塾学園 学校設置計画書（設置趣意書における別添資料）一部抜粋・・・ P 12
- 5 学校法人河合塾学園 学校設置計画書（教育需要に関する別添資料）一部抜粋・・・ P 13

【議案第 3 号 各種学校の設置計画について】

(学校法人多文化共生学園 JSC 多文化共生日本語学院盛岡つなぎ校（仮称）)

- 1 県内の日本語学校・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14
- 2 学校法人の所在地や認可済みの学校一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- 3 日本語教育認定機関について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
- 4 日本語教育機関の認定の申請予定・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- 5 認定日本語教育機関制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16

【議案第 1 号 高等学校の収容定員に係る学則変更認可について】

1 県内の私立高等学校（全日制）

地区	学校名	定員(人)
盛岡	岩手高等学校	600
	岩手女子高等学校	660
	盛岡白百合学園高等学校	720
	江南義塾盛岡高等学校	270
	盛岡誠桜高等学校	675
	盛岡大学附属高等学校	450
	盛岡スコーレ高等学校	600
	盛岡中央高等学校	720
中部	花巻東高等学校	720
	専修大学北上高等学校	900
県南	協和学院水沢第一高等学校	420
	一関学院高等学校	840
	一関修紅高等学校	720

2 関係機関からの意見について

学校法人盛岡誠桜学園から学校の収容定員に係る学則変更認可申請されたことを受け、岩手県私立学校認可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、関係機関から同申請に対する意見を聴いたところ、以下の意見が寄せられた。

(1) 一般社団法人岩手県私学協会

一般社団法人岩手県私学協会は、盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請について、同意しません。

[理由]

- ① 岩手県における出生者数は年々減少傾向にあり、約15年前の平成21年に1万人を割り込んだ後も減少を続け、令和6年には5千人を切るなど、この15年間でほぼ半減となっている。

また、県内の中学校卒業者数についても令和6年3月に1万人を切って9,954人となった

が、今後も毎年減少が続き、令和17年3月には7千人を切る見込みとなっているなど、公私立を含めた本県の高等学校の定員確保は、今後さらに厳しい状況になることが予想される。

特に、盛岡地区の当協会加盟高校の最近の定員充足率は8割前後で推移しているが、今後、出生数減少の影響により生徒確保が一段と厳しくなると見込まれる。

- ② このような状況を踏まえ、県教育委員会では、令和7年度に盛岡地区の盛岡南高等学校と不来方高等学校を統合して南昌みらい高等学校を新設するなど、公立高校でも少子化に向けた相応の努力を行っている中であって、私立高校側が新たに定員を増員することは、生徒確保に向けた公私間の競争をより一層激化させることにつながるほか、私立高校間の過当競争を招くことにもなりかねず、私立学校経営に支障を来すことが懸念される。

- ③ 通常、私立学校において、収容定員を増員しようとする場合、第一義的には学校内での科の編制見直しにより統廃合や新設を行い、全体の収容定員を変えずに各科の収容定員の変更を検討することが基本であると考える。

また、その後に、中学校、地域からの要望や社会的ニーズを考慮し、学校の人的配置、施設及び財務状況等を踏まえて、定員増減の結論を導き出すことになるが、盛岡誠桜高等学校からの申請内容からは、そうした観点からの検討状況はあまり確認されない。

- ④ 一方、盛岡誠桜高等学校の近年の入学者数をみると、全体の入学者数が募集定員を下回っている年度も見受けられ、特に令和6年度と令和7年度の入学者数は、それぞれ募集定員の9割、8割を下回っているなど、直ちに定員増を行わなければならない状況とは見受けられない。

以上により、盛岡誠桜高等学校の収容定員に係る学則変更認可申請について、同意しないものである。

(2) 盛岡市教育委員会

公立・私立を問わず、県内各高等学校は、次代を担う有為な人材を育成するため、それぞれの特色を生かしながら、学力の向上と生徒の進路実現をめざした教育課程を編成しており、それにより市内中学生にとっても進路選択の機会が保障されていると理解しております。

市立高校においても盛岡市立の学校であることを最大限に生かし、官民連携や地域密着のもとでの教育活動の工夫や、文武両道、起業家教育などセールスポイントを広く情報発信するなど、市立高校の魅力づくりに取り組み、志願者確保に努めております。

しかし、進行する少子化により受験者総数の減少が見込まれる中、さらに高校授業料無償化の

動きもあり、盛岡誠桜高等学校への志願者の増加が市内近郊公立・私立高等学校の志願者数へ与える影響は少なくないものと考えております。

市教育委員会といたしましては、盛岡市立各中学校において、盛岡誠桜高等学校を始めとする今後の各高等学校の定員の動向を注視するとともに、学科毎の教育課程の内容を丁寧に把握しながら、生徒の進路希望がかなうよう、きめ細かな進路指導を行ってまいりたいと存じております。

(3) 岩手県教育委員会

本県における中学校卒業生数は、第二次ベビーブーム世代が中学校を卒業すること等の社会的な背景により、平成元年3月には22,833人に達した。このような社会的要請に対応するため、県立高校では定員増や増設を行い、私立高校においても定員増が行われてきたものではないかと推察する。

平成から令和にかけて、高校進学率は99%を超えるまでに上昇したものの、中学校卒業生数は減少の一途を辿り、令和7年3月には9,715人（対平成元年比42.6%）となり、現時点で推計が可能である令和21年3月には、5,310人（対平成元年比23.3%）まで減少する見込みとなっており、高校の定員増等が行われてきた当時の社会背景とは大きく異なっている。

本県の公教育においては、このような少子化の状況にあっても、中学生に多様な進路選択を可能とする環境を確保していくこと、並びに、高校卒業後の進路希望の実現及び地域や地域産業を担う人材の育成を可能とする教育環境を確保していくことが重要であると考えます。

このような状況を踏まえ、県立高校においては、平成28年度に10年間の「新たな県立高等学校再編計画」を策定し、令和2年度までの前期計画において、県全体で31学級、募集定員にして1,240人分の削減を行った。この中には、志願倍率が1倍を超えている盛岡地区の高校の学級減も含まれる。なお、県立高校においては、入試倍率だけで一律に定員減や統合を行っているものではなく、一定の倍率がある高校においても、中学校卒業生数の見込みを踏まえながら県全体の高校配置の状況を勘案した調整を行っている。

また、県教育委員会では、令和3年度から令和7年度までの後期計画を策定（令和3年5月）し、計画の推進に取り組んでいるところであり、その中において、盛岡南高校と不来方高校の統合により生徒の多様な進路希望に応えるとともに、盛岡地区への志願者の集中の緩和と学校配置のバランスを図ることとしており、両校合わせて令和5年度には2学級80人の入学定員を減じたうえで、令和7年度には3学級120人の入学定員を減じたところである。

なお、後期計画の策定に向けた取組においては、本県における高校教育の在り方について、市町村長や市町村教育委員会教育長を始めとする県内各地域の代表者から様々な意見を伺ってきた。その中で、県立高校の定員のみが削減されることを懸念し、現状の是正に向けた私立高校側との調整を求める意見が多数寄せられており、県議会においても議論が行われた。このことについては、岩手県公立高等学校連絡会議において、一般社団法人岩手県私学協会会長にも伝え、継続して協議しているところである。

さらに、地方の中学生が盛岡地区に所在する高校へ志願する状況が続くことにより、地域や地域産業を担う人材の育成が難しくなる状況を危惧し、盛岡地区への志願者の一極集中の是正を求める意見が多数寄せられている。県内 33 市町村長からなる「岩手の高校教育を考える市町村長懇談会」からは、知事に対し、都市部と中山間地及び沿岸部の高校配置が不均衡な状況にならないよう求める提言が提出されている。

また、15 歳人口の減少が見込まれる状況に対し、「各都道府県において地域の実態を踏まえ、将来を見越した適切な措置を講ずる必要がある」としている文部省（当時）通知（公立高等学校協議会の運営について）の趣旨も踏まえる必要があると考える。

県内私立高校においては、それぞれが独自の建学の精神や教育理念に基づき、特色ある学びを実践し、スポーツ・文化など様々な分野で活躍する人材の育成等に取り組んでいるところであるが、県立高校とともに本県公教育の重要な役割を担っているものである。

県教育委員会においては、今後も一層進行が見込まれる中学校卒業生の減少等に対応した教育環境の整備に向け、今年度、第 3 期県立高等学校再編計画の策定に向けて協議しているところである。

学校法人盛岡誠桜学園では、同学園の定員増の変更計画書が提出されているところであるが、以下の理由により定員増を認めることは現実的なものではないものと思われる。

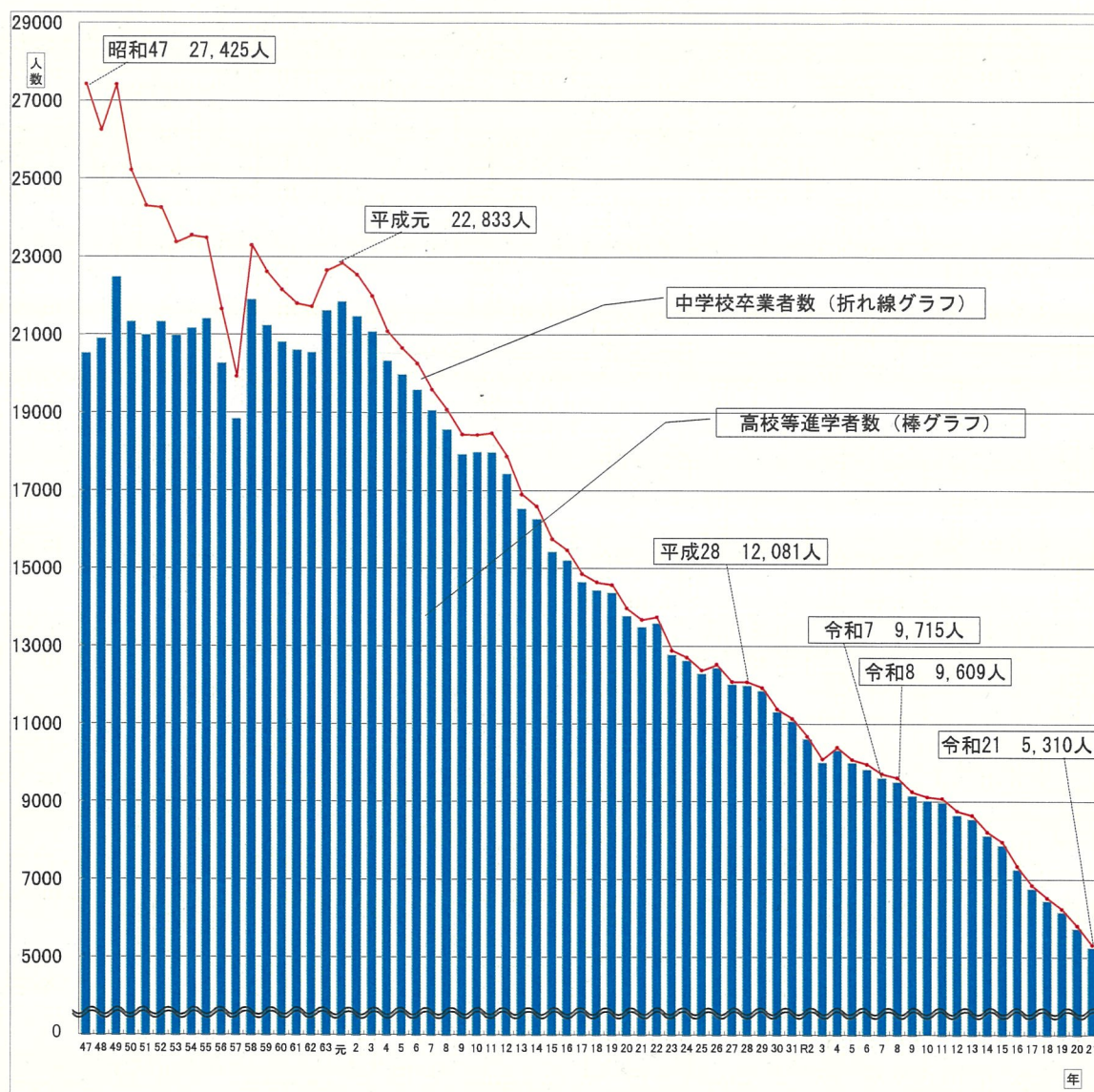
- ① 当該学園の入学者は、定員 225 人に対して、令和 6 年度 200 人（▲25 人、充足率 88.9%）、令和 7 年度 179 人（▲46 人、充足率 79.6%）と定員割れの状態であるうえに、減少傾向にあること。
- ② 県教委の独自調査では、令和 7 年度の当該学園の入学者 179 人中、盛岡ブロック以外からの入学者は 30 人程度であり盛岡ブロックからの進学者が大多数を占める中、盛岡地区の中学校卒業生数は令和 7 年 3 月の 3,981 人に対して、令和 21 年 3 月には、2,364 人（▲1,617、59.4%）と見込まれており、普通科 3 学級増の変更計画は、人口減少を考慮に入れてないものと見込まれること。

- ③ 県教育委員会では中学校卒業者数見込み数から、県立高校の令和2年度以降の学級編制について、令和2年度12学級減、令和4年度1学級減、令和5年度5学級減、令和6年度1学級減、令和7年度4学級減とするなど、大幅に学級数を減じてきたところであること。

以上のとおり、県教育委員会では中学校卒業者数の減少状況やそれに対応した県立高校の再編計画を推進していること等を十分に考慮したうえで、学校法人盛岡誠桜学園からの収容定員変更の申し出に対しては、慎重な御判断をいただきたい。

3 岩手県における中学校卒業者数及び高校等進学者数の推移

資料 1



各年ごとのデータ

年3月	昭和47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
中学校卒業者数	27,425	26,250	27,412	25,216	24,304	24,254	23,370	23,542	23,478	21,647	19,923	23,289	22,605	22,148	21,797	21,715
高校等進学率	74.9%	79.6%	82.0%	84.6%	86.4%	87.7%	89.3%	89.6%	91.0%	93.6%	94.4%	93.9%	93.8%	93.9%	94.5%	94.6%
高校等進学者数	20,529	20,904	22,486	21,339	21,004	21,337	20,982	21,170	21,422	20,285	18,847	21,907	21,249	20,828	20,618	20,556

年3月	63	平成元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
中学校卒業者数	22,648	22,833	22,531	21,985	21,085	20,657	20,256	19,583	19,074	18,435	18,425	18,468	17,874	16,899	16,585	15,748
高校等進学率	95.4%	95.7%	95.3%	95.9%	96.4%	96.7%	96.7%	97.4%	97.4%	97.3%	97.7%	97.4%	97.5%	97.9%	98.2%	98.0%
高校等進学者数	21,629	21,861	21,484	21,088	20,342	19,984	19,596	19,073	18,580	17,943	17,993	17,989	17,434	16,541	16,279	15,440

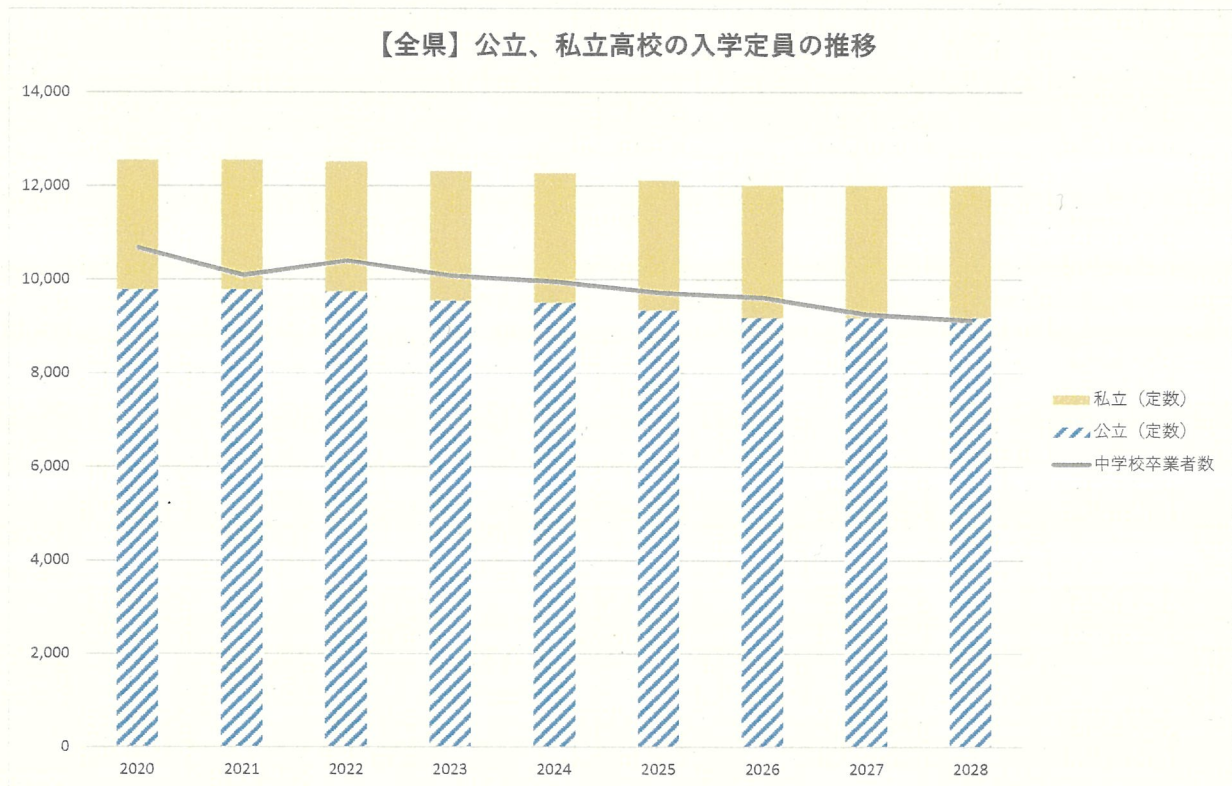
年3月	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
中学校卒業者数	15,468	14,857	14,640	14,576	13,970	13,678	13,748	12,885	12,714	12,377	12,530	12,083	12,081	11,929	11,379	11,138
高校等進学率	98.4%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%	98.8%	98.9%	99.3%	99.4%	99.4%	99.4%	99.5%	99.3%	99.4%	99.4%	99.5%
高校等進学者数	15,221	14,661	14,449	14,383	13,786	13,508	13,597	12,792	12,641	12,301	12,450	12,025	12,001	11,860	11,316	11,079

年3月	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
中学校卒業者数	10,677	10,092	10,396	10,077	9,960	9,715	9,609	9,256	9,123	9,079	8,755	8,645	8,218	7,962	7,334	6,839
高校等進学率	99.5%	99.3%	99.4%	99.3%	98.8%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
高校等進学者数	10,626	10,022	10,333	10,006	9,843	9,623	9,513	9,163	9,032	8,988	8,667	8,559	8,136	7,882	7,261	6,771

年3月	18	19	20	21
中学校卒業者数	6,516	6,233	5,799	5,310
高校等進学率	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
高校等進学者数	6,451	6,171	5,741	5,257

【参考】中学校卒業者数と高校等進学者数について
 ○中学校卒業者数 … 昭和47年から令和7年までは実績値であり、令和8年以降は、令和7年5月1日時点における中学校や小学校等の在籍生徒数等からの推定値である。
 ○高校等進学者数 … 昭和47年から令和7年までは実績値、令和8年以降は進学率を99.0%に固定し、高校進学者数を算出している。高等専門学校及び特別支援学校高等部への進学者数を含む。

1 「入学定員」の推移(県全体)



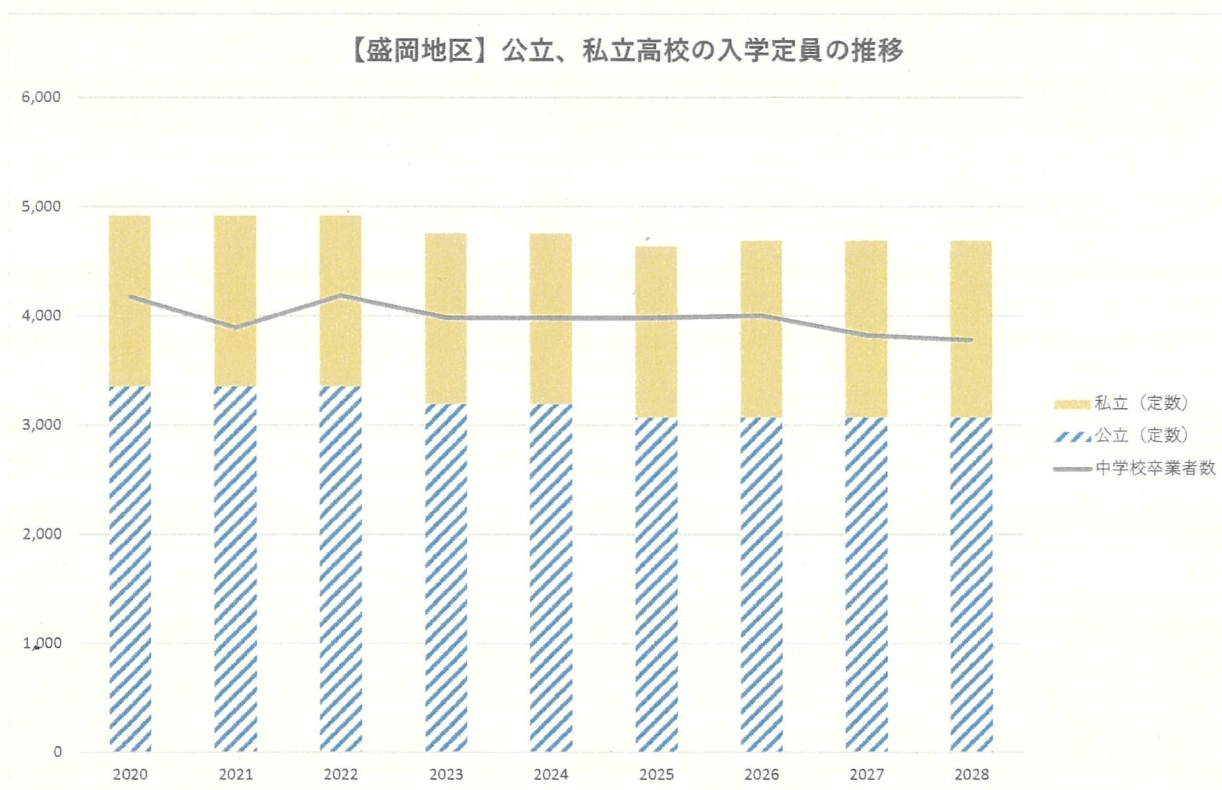
	2020 R 2	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10
岩手県中学校卒業生数 (R8以降見込み) (A)	10,677	10,092	10,396	10,081	9,954	9,715	9,609	9,256	9,123
公立高校 (全県)	78.0% 9,795	78.0% 9,795	77.9% 9,755	77.6% 9,555	77.5% 9,515	77.2% 9,355	76.5% 9,195	76.5% 9,195	76.5% 9,195
私立高校 (全県)	22.0% 2,765	22.0% 2,765	22.1% 2,765	22.4% 2,765	22.5% 2,765	22.8% 2,765	23.5% 2,820	23.5% 2,820	23.5% 2,820
岩手県 入学定員 計(B)	12,560	12,560	12,520	12,320	12,280	12,120	12,015	12,015	12,015
差 (B-A)	1,883	2,468	2,124	2,239	2,326	2,405	2,406	2,759	2,892

※ 公立高校入学定員には盛岡市立高等学校を含む。

R8以降の私立高校入学定員は、盛岡誠桜高等学校の定員を増とした場合。

	入学定員(R2年度)(A)	入学定員(R7年度)(B)	増減数(C=B-A)	増減率 (D=C÷A)
公立	9,795人(78.0%)	9,355人(77.2%)	▲440	▲4.5%
私立	2,765人(22.0%)	2,765人(22.8%)	0	0
合計	12,560人(100.0%)	12,120人(100.0%)	▲440	▲3.5%

2 「入学定員」の推移(盛岡地区)



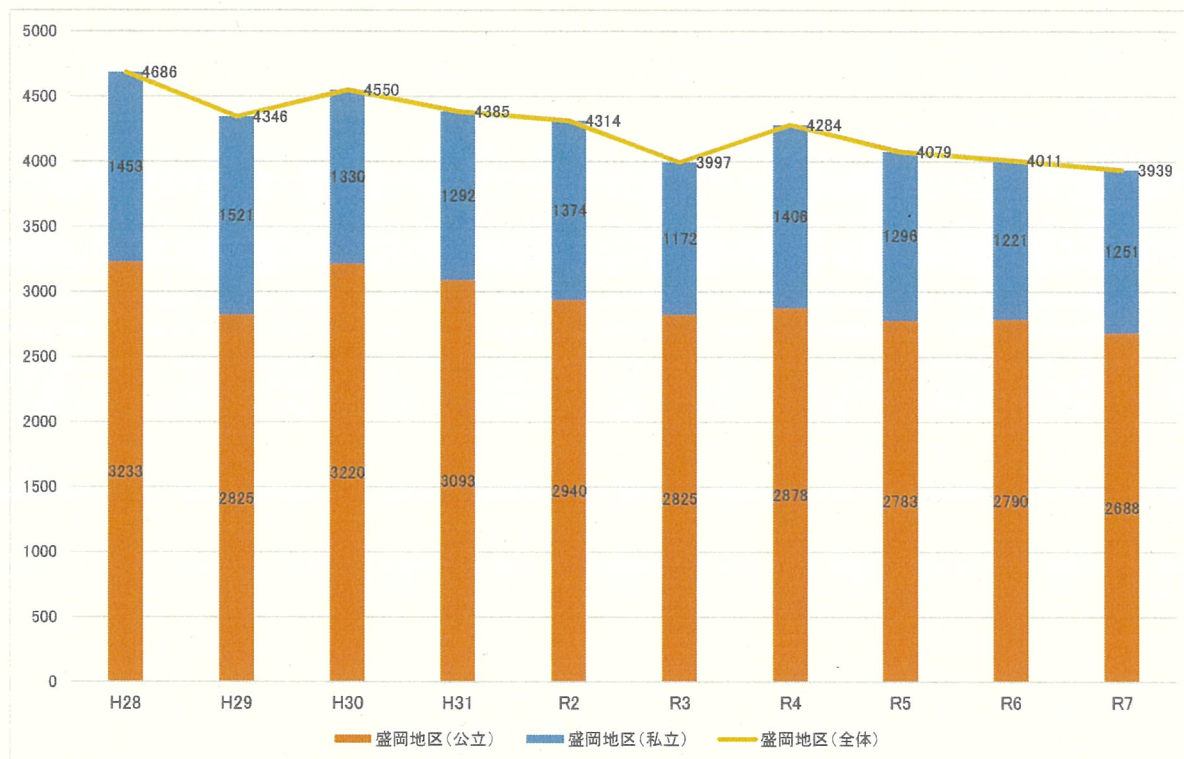
	2020 R 2	2021 R 3	2022 R 4	2023 R 5	2024 R 6	2025 R 7	2026 R 8	2027 R 9	2028 R 10
盛岡地区中学校卒業生 (R8以降見込み) (A)	4,176	3,890	4,185	3,984	3,980	3,981	4,003	3,824	3,777
公立高校 (盛岡地区)	68.2% 3,355	68.2% 3,355	68.2% 3,355	67.1% 3,195	67.1% 3,195	66.3% 3,075	65.5% 3,075	65.5% 3,075	65.5% 3,075
私立高校 (盛岡地区)	31.8% 1,565	31.8% 1,565	31.8% 1,565	32.9% 1,565	32.9% 1,565	33.7% 1,565	34.5% 1,620	34.5% 1,620	34.5% 1,620
盛岡地区 入学定員 計(B)	4,920	4,920	4,920	4,760	4,760	4,640	4,695	4,695	4,695
差 (B-A)	744	1,030	735	776	780	659	692	871	918

※ 公立高校入学定員には盛岡市立高等学校を含む。

R8以降の私立高校入学定員は、盛岡誠桜高等学校の定員を増とした場合。

	入学定員(R2年度)(A)	入学定員(R7年度)(B)	増減数(C=B-A)	増減率 (D=C÷A)
公立	3,355人(68.2%)	3,075人(66.3%)	▲280	▲8.3%
私立	1,565人(31.8%)	1,565人(33.7%)	0	0
合計	4,920人(100.0%)	4,640人(100.0%)	▲280	▲5.7%

3 盛岡地区の入学者の推移

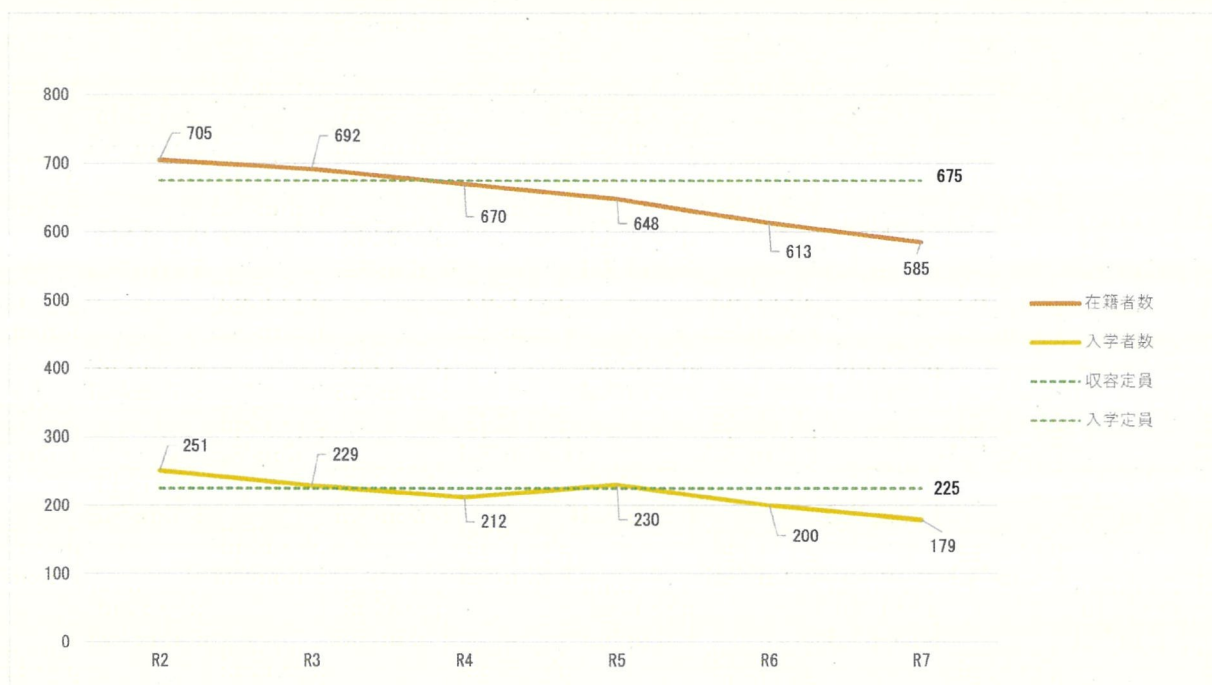


注1) 入学者数は、専攻科及び通信制を除き、県外からの入学者を含む。

注2) 公立の入学者数には、盛岡市立高等学校の入学者数を含む。

注3) 公立・私立の入学者数は県教育委員会調査による。

4 盛岡誠桜高等学校の在籍者及び入学者の推移



注) 在籍者数は毎年5月1日現在、入学者数は4月10日現在の人数であること。

【議案第2号 広域通信制高等学校の設置計画について】

1 県内の私立高等学校（通信制）

地区	学校名	定員(人)	募集区域
盛岡	盛岡中央高等学校	500	岩手県・秋田県
中部	専修大学北上高等学校	300	岩手県・宮城県
県南	一関学院高等学校	300	岩手県・宮城県

※県内に広域通信制高等学校は設置されていないこと

2 高等学校通信制課程について

- ・ 高等学校通信制課程は、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施するもの。また、これらに加えて多様なメディアを利用した指導を行うことが可能。
- ・ 文部科学省では3以上の都道府県において生徒募集を行うものを広域通信制と定義している。

3 関係機関からの意見について

学校法人河合塾学園から広域通信制高等学校の設置計画に係る認可申請が提出されたことを受け、岩手県私立学校認可事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき、関係機関から同申請に対する意見を聴いたところ、以下の意見が寄せられた。

(1) 一般社団法人岩手県私学協会

一般社団法人岩手県私学協会は、学校法人河合塾学園からの私立広域通信制高等学校の設置計画について、特に意見はありません。

(2) 岩手県教育委員会

当該計画による私立広域通信制高等学校（ドルトンハイブリッド高等学校（仮称））の設置については、対象生徒を全国としており、また、授業料が高額であること等により、県内の県立高等学校の志願者への影響は限定的であると思慮されることから特に支障はない。

なお、岩手県私立学校審議会における審議に当たっては、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成28年9月文部科学省策定、令和5年2月最終改訂）」の趣旨を踏まえ、適正に判断願います。

4 学校法人河合塾学園 学校設置計画書（設置趣意書における別添資料）一部抜粋

教育モデル①

岩手県内の実施校と拠点候補

入学

「好奇心モンスター」が集う学校

- ・ 教科学力の高い低いに関係なく、外向的・内向的に関係なく探究する、解決する、協働することに興味の高い生徒

1年次

拠点に集い、基礎固めと本格探究に向けた心技体の養成

- ・ ミネルバ大学とは異なり、1年目は中学から高校へのギャップを埋め、知識、能力に加えて心技体の基礎の徹底にあてる
- ・ 生徒同士の結びつき、つながりを重視し、集合滞在型中心
- ・ 基礎学力、探究基礎力、英語力、生活力、とともに自らの関心を高めるための広いインプットを吸収する

2年次

拠点に散らばり、社会で学び探究密度を高めアウトプットを生み出す

- ・ 自らの興味や将来やりたいことに基づいて国内外含めて各地域に滞在し、社会の中で大人と一緒に学び、自主性、協働性、課題設定力、傾聴力、提案力、自己管理能力、など社会に必要な能力を経験と実践を通して身に付ける

拠点滞在中は午前はオンライン授業、午後に探究活動が中心

3年次

学びの反芻から1人ひとりの徹底的な進路準備

- ・ 将来やりたいことを見つめなおし、大学受験に備えたり、研究を深めたり、留学準備のため英語を猛勉強したり、起業に向けて出資を募ったり、社会に飛び出るホップステップの時間に充てる



※ このほか、
県外・海外の拠点を検討中

教育内容①

生徒の3年間の過ごし方のモデルパターン（例）

月	Week	高1 → 補①	高2 → 補②	高3 → 補③
4月	Week1	春期休暇 (2週)	春期休暇 (1週)	春期休暇 (2週)
	Week2	オリエンテーション合宿	高2_2学期 (203マ×8週)	学びの成果発表会
	Week3	高1_1学期 (353マ×13週)		高3_2学期 (203マ×15週)
5月	Week4			
	Week5			
	Week6			
	Week7			
	Week8			
6月	Week9		滞在準備 (203マ×2週)	
	Week10			
	Week11		高2_3学期 (203マ×8週)	
	Week12			
	Week13			
	Week14			
	Week15			
	Week16	夏期休暇 (5週)		夏期休暇 (5週)
	Week17			
	Week18		夏期休暇 (4週)	
	Week19			
	Week20			
	Week21	サイエンスWeek		
	Week22			
	Week23	高1_2学期 (353マ×13週)	滞在準備 (203マ×2週)	高3_3学期 (203マ×10週)
	Week24			
	Week25		高2_4学期 (203マ×8週)	
	Week26			
	Week27			
	Week28			
	Week29			
	Week30			
	Week31			
	Week32			
	Week33		スクーリング(面接指導)	スクーリング(面接指導)
	Week34		テスト	テスト
	Week35	スクーリング(面接指導)	サイエンスWeek	進路準備
	Week36			
	Week37	冬期休暇 (2週)	冬期休暇 (2週)	冬期休暇 (2週)
	Week38			
	Week39	滞在準備 (203マ×2週)	高3_1学期 (203マ×14週)	
	Week40			
	Week41	高2_1学期 (203マ×8週)		
	Week42			
	Week43			
	Week44			
	Week45			
	Week46			
	Week47			
	Week48			
	Week49	滞在準備 (203マ×2週)		卒業式・卒業イベント (1週)
	Week50			
	Week51	サイエンスWeek	春期休暇 (2週)	
	Week52			

網掛け色	内容	類型*	主な実施拠点
	全員共通行事 スクーリング(面接指導)、特別活動、テストなど実施	実施校	岩手県一関市
	オンライン中心学習サポート 高等学校で学ぶ内容の習得のため オンラインLIVE授業を軸にサポートする	実施校	岩手県一関市
→補④		サポート施設	NTT中央研修 岩手県内拠点 自宅
	実習・実技学習サポート 姉妹校となるドルトン東京学園の協力のもとで オンラインでカバーできない学習をサポート	協力校	ドルトン 東京学園
	地域探究事前準備 午前はオンライン中心学習サポート 午後は地域探究の事前学習に充てる	—	自宅
→補⑤	地域探究 午前はオンライン中心学習サポート 午後は地域探究の現地フィールドワークに充てる	—	各地域拠点
	長期休暇	—	自宅等

*文部科学省が示す「通信教育連携協力施設の類型」に準拠する

実施校をのぞく通信教育連携協力施設

類型	拠点	住所
協力校	ドルトン東京学園	東京都調布市入間町2丁目28-20
サポート施設	NTT中央研修センタ	東京都調布市入間町1-44

5 学校法人河合塾学園学校設置計画書（教育需要に関する別添資料）一部抜粋

目的

ハイブリッド校のような特色のある学校にどのくらいの生徒（中学生）、保護者が入学検討するのか？
入学検討するような生徒、保護者はどのような特徴があるか？

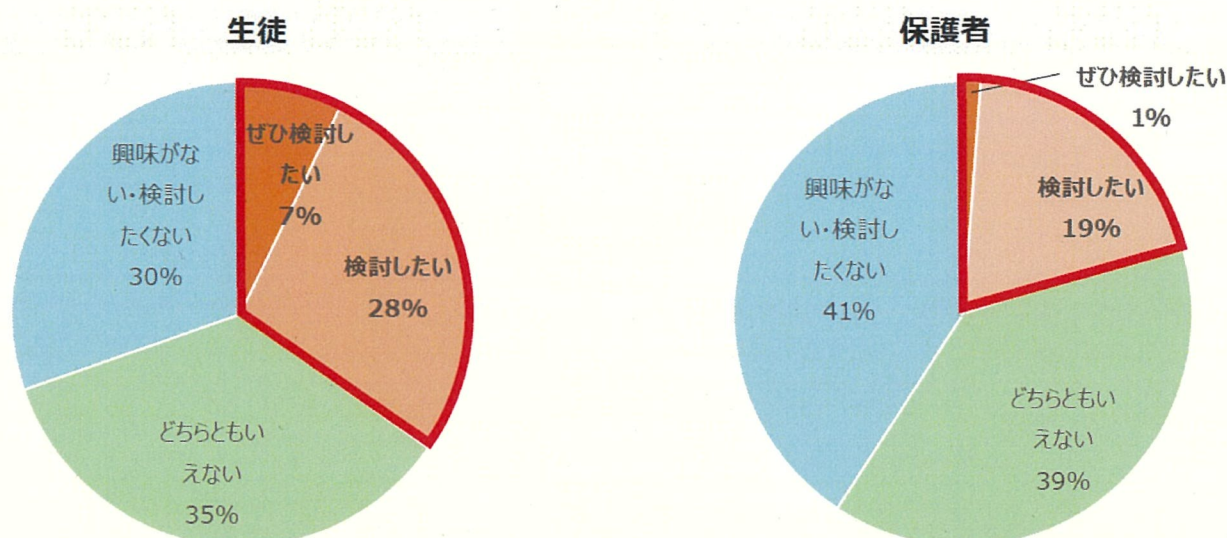
方法

生徒400名（中3生）、保護者400名（中3生を持つ親）を対象に実施
エリアは全国を対象。オンラインにてアンケート形式で2025年5月に実施。

質問

- ・ 生徒の性格、不登校の経験
- ・ 保護者自身の経験
- ・ 現在の学校への不満、高校に期待すること
- ・ これまでの学業、部活、ボランティア経験
- ・ 海外留学への希望
- ・ 関心のある社会問題
- ・ 将来どのようにになりたいか（子供になってほしいか）
- ・ ハイブリッド校のような学校があれば行きたいか・どんな探究プログラムに関心があるか・入学検討にあたっての懸念は何か

新設高校への入学意欲を持つ生徒・保護者層①



生徒の3人に1人(34.8%)、保護者の5人に1人(20.1%)が新設高校への入学検討意向あり

- ・ 調査以前は「子どもの生活と学びに関する親子調査」より、「チャレンジな経験」×「さらに新しいことへの挑戦意欲」「社会問題への関心」を掛け合わせた約7%を潜在的顧客を想定していたが、さらに裾野が広いことが判明。
- ・ 全国の好奇心モンスターに対しての募集ならびに、グローバルな生徒層の需要も想定。
- ・ 親子のギャップについて、より保護者の方が新設高校に慎重になる姿勢は見取れるため、学校探索や決定における役割が大きい保護者への安心と提供価値の訴求が重要

【議案第 3 号 各種学校の設置計画について】

1 県内の日本語学校

学校名	学科	定員(人)
MCL 盛岡情報ビジネス &デザイン専門学校	日本語学科進学 A コース	60
	日本語学科進学 B コース	60
	応用日本語学科	20
上野法律ビジネス専門学校	日本語学科(1.5 年)	50
	日本語学科(2 年)	100
釜石市国際外語大学校	日本語学科進学 A コース	40
	日本語学科進学 B コース	40

※全て法務省の告示による日本語教育の認定機関であること。

2 学校法人の所在地や認可済みの学校一覧

(学校法人) 学校法人多文化 共生学園	【本部】北海道小樽市入船4丁目9番1号 理事長 和田 健夫 専務理事 三浦 陽子	令和7年6月16日 認可 (北海道)
(専修学校) おたる国際福祉・観光 専修学院	専門課程 介護福祉学科(2年制) 学年定員40名(総定員80名) 観光学科(2年制) 学年定員40名(総定員80名) 校長 五十嵐 教行	令和7年6月16日 認可 (北海道)
(各種学校) (仮称) JSC 多文化共生 日本語学院盛岡つなぎ校	日本語学科(2年制) 学年定員40名(総定員80名)	本件 (岩手県)

3 日本語教育認定機関について

令和6年4月に施行された「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下、認定法という。）に基づいて創設。日本語を学ぶ外国人が安心して質の高い教育を受けられるように、学校のカリキュラムや教員体制、学習環境などを審査して認定される。

告示校 (これまで)	法務省が所管し、在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関として認められている。
認定校 (これから)	文部科学省が所管し、外国人が日本で生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育機関。

なお、認定法施行時点で告示校である学校は、5年間の移行期間で認定校となる必要がある。また、日本語学校を新設する場合は、認定校としての認定が必要。

令和7年8月12日現在、全国で告示校は875校、認定校は41校。

4 日本語教育機関の認定の申請予定

年月日	事 項	摘 要
2025.9.2	認定日本語教育機関認定申請事前相談	Web
2025.10.27～31	認定申請受付	
2025.11～12月頃	実地審査	つなぎ校
2026.2月頃	面接審査	文部科学省
2026.3月末	審査結果内示	
2026.4月頃	認定	
2026.10.1	開校	

5 認定日本語教育機関制度の概要



- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

